申込みのしおり

令和7年度

千葉市霊園一般墓地使用者の募集

千葉市桜木霊園墓地(返還墓地) 千葉市平和公園墓地(新規普通墓地)





桜木霊園 平和公園

申込期間

令和7年10月1日(水)~10月24日(金)

各霊園管理事務所に 10月24日(金) 午後5時必着 (郵送の場合は、10月24日の消印有効)

お申込みは希望される霊園管理事務所にお願いします。

千 葉 市

千葉市霊園一般墓地使用者の募集について

桜木霊園返還墓地(改葬などで墓地使用者から市へ返還された墓地 を再整備)と、平和公園新規普通墓地について、千葉市民を対象に 使用者を募集します。

この「しおり」を最後までご覧になってからお申込みください。

もくじ

1	千葉市霊園について	··· 1
2	募集区画数	2
3	墓地使用料等	3
4	募集スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··· 4
5	申込区分及び募集区画数等	··· 6
6	申込者の資格	··· 6
7	申込方法と申込書類	··· 6
8	申込みにあたっての注意事項	··· 7
9	公開抽選及び補欠者の取扱い	8
10	当選された方へ	9
11	その他 申込書の書き方 (例) 誓約書 承諾書 埋蔵・収蔵証明書 桜木霊園案内図 平和公園案内図	10 12 13 14

1 千葉市霊園について

(1) 桜木霊園

桜木霊園は、昭和14年に開園し、千葉市内でも最も歴史ある施設の一つです。園内には普通墓地の他、納骨堂や合葬式墓地などのさまざまな形式の墓地を有している霊園です。

基本情報

理

[開 園] 昭和14年11月14日

[場 所] 若葉区桜木1丁目38番1号

[規模] 面 積 134,469㎡

墓地区画数 9,620区画

■ ●休務日

管理事務所は12月29日から1月3日まで

●参拝について

園内への出入りは自由ですので、いつでも参拝 することができます。



管理事務所



普通墓域

(2) 平和公園

平和公園は、"陽光と緑に囲まれた安らぎの聖地"のキャッチフレーズにふさわしく、墓域を全面積の3分の1とし、残りを緑地や憩いの場として確保した自然豊かな市営墓地です。

基本情報

理

等

[開 園] 昭和47年7月1日

[場 所] 若葉区多部田町1492番地2

[規 模] 面 積 783,000㎡ 墓地区画数 30.807区画

●休 務 日

管理事務所は12月29日から1月3日まで

●開園時間

4月~9月

午前8時30分~午後7時(正門) 午前8時30分~午後6時(西門・南門)

10月~3月

午前8時30分~午後5時(正門) 午前8時30分~午後4時(西門·南門)

閉園後は、すべてのゲートが閉まりますので、自家用 車でご来園の方は、それまでに必ずご退園ください。



管理事務所



普通墓域

2 募集区画数

※同一人による複数の申込み及び同一死亡者(埋蔵予定者)での複数の申込みはできません。

霊園種別	申込区分	区画面積	募集区画数
	ア	2.0m ~ 2.9m	50 区画
桜木霊園	1	3.0m ~ 3.9m	25 区画
返還墓地	ウ	4.0m ~ 4.9m	30 区画
	エ	5.0m ~ 5.9m	5区画

区画は、申込区分(6頁参照)ごとに抽選により決定し、選ぶことはできません。 面積が小さい区画は墓石等のデザインに制限のある場合があります。



霊園種別	申込区分	区画面積	募集区画数
平 和 公 園新規普通墓地	オ	3.0m [*]	48 区画

区画は、抽選により決定し、選ぶことはできません。



3 墓地使用料等

- (1) 墓地使用料 (1区画・永代使用) (1㎡につき、156,250円)
 - *墓石代、工事費は別。なお、納付は一括で、納付後の返金はできません。
- (2) 墓地管理料(1区画・年間)
 - 5.020円
 - *なお、初年度は許可日から3月までの期間で計算した月割金額です。
 - *墓地管理料は、霊園の共用部分に係る清掃、植栽、草刈り等の維持管理や、必要な施設の設置・改修等、墓参環境向上の整備にあてるため、平成24年度から維持管理等に必要な経費の一部として墓地使用者の皆様にご負担いただいております。
 - また、区画内の管理及び物損等の対応は、使用者の方の負担となります。

4 募集スケジュール

1. 申込書配布

令和7年10月1日(水)~

申込みのしおり及び申込書の配布を行います。

配布場所:桜木霊園管理事務所、各区役所総務課等

平和公園管理事務所、生活衛生課

2. 申込受付期間

10月1日(水)~10月24日(金)

申込みをされる霊園管理事務所に「郵送」、「持参」、又は「電子申請」のいずれかでお申込みください。

※持参及び電子申請についてはお申込みを希望される管理事務所に10月24日(金)午後5時必着とします。(郵送の場合は、10月24日(金)の消印有効とします)

3. 受付票発送

~ 11月中旬

墓地受付票(はがき)で受付番号を通知します。

※大切に保管してください。

電子申請の方には、電子メールで通知します。

4. 抽選

11月24日(月·祝)

公開により抽選を行い、区画を決定します。

日 時:11月24日(月・祝) 午前9時30分から午前11時30分

抽選会場:千葉市役所 2階

5. 抽選結果通知

12月上旬



抽選結果通知書(はがき)で抽選結果「当選」、「補欠*」、「落選」を通知します。電子申請の方には、電子メールで通知します。

「当選」された方は必ず申込資格に関する審査を受けていただきます。 資格審査で申込資格があることが確認できた場合に、使用許可を受けることができます。

《当選から使用開始までの流れ》

当選

資格審査 (許可申請)

使用許可

使用開始

※「補欠」の方は8頁を確認してください。

これ以降は「当選」した方の手続きです (9頁参照)

資格審査で、<u>申込資格がないことが判明した場合、期間内に審査を受けない場合、必要</u> 書類が提出できない場合は、使用許可を受けることはできません。

6. 資格審査期間 (使用許可申請書類の提出)

12月上旬 (当選の通知を受けた日)~12月27日(土)

「当選」した方に対する資格審査を行いますので使用許可申請書に必要書類を添えて、申込みをされた霊園管理事務所に「郵送」または「持参」のいずれかの方法で提出してください。

期 間:12月上旬(当選の通知を受けた日)~12月27日(土)

郵送の場合は12月27日(土)の消印有効とします。また、持参の場合は申込みされた霊園管理事務所に12月27日(土)午後3時必着とします。

7. 不足書類があった場合の提出期間

令和8年1月4日(日)~1月10日(土)

資格審査の際に不足書類があった場合は、1月10日(土)午後5時までに 直接**資格審査を行った霊園管理事務所**の窓口に持参してください。 (その場で書類の審査を行いますので、郵送での提出はできません。)

8. 使用料の納付書の発送

2月上旬以降

資格審査の合格者に対して、「使用料の納付書」を送付します。 使用料は一括納入です。

(一度納めた使用料については、返還できません。)

9. 使用許可証の発送

3月中旬

納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。

10. 使用の開始

3月下旬予定

使用許可日から1年以内に墓石を建立し、焼骨を埋蔵してください。 ※カロートは設置済みです。

※備付けのカロートを交換する場合は、事前に管理事務所にご連絡く ださい。(費用は自己負担になります。)

5 申込区分及び募集区画数等

霊園種別	申込区分	区画面積	募集区画数	使用料
	ア	2.0m~2.9m	50区画	312,500円~453,125円
桜 木 霊 園	1	3.0m~3.9m	25区画	468,750円~609,375円
返還墓地	ウ	4.0m~4.9m	30区画	625,000円~765,625円
	エ	5.0m~5.9m	5区画	781,250円~921,875円
平 和 公 園新規普通墓地	才	3.0m²	48区画	468,750円
令和7年度募集数合計			158区画	

[※]区画は抽選により決定します。選ぶことはできません。

6 申込者の資格

次のすべてに該当する方

- (1) 申込者は、千葉市内に住所を有し、1年以上(10月24日時点)継続して本市に居住していること。
- (2) 申込者は、埋蔵すべき焼骨(分骨でないものに限る。)を所持し、その祭祀を主宰すべき立場にあること。(改葬での申込みも可。)
- (3) 申込者は、現に本市営(桜木霊園、平和公園)の一般墓地又は合葬式墓地・合葬式樹木 葬墓地の使用許可を受けていないこと。
- (4) 申込者は、焼骨との続柄が配偶者、2親等以内の血族又は千葉市パートナーシップ宣誓をしていること。
- ※配偶者及び2親等以内の存命者がなく、それ以外の親族が焼骨を所持している場合について も申込みを認める場合がありますので、申込みをされる管理事務所にご相談ください。
- ※申込みが無効となる場合(7頁)もご覧ください。

7 申込方法と申込書類

申込期間内(令和7年10月1日から10月24日まで)に申込みを希望される管理事務所まで申込書類を郵送するか持参し、お申込みください。また、電子申請でもお申込みができます。

(1) 郵送の場合

この申込みのしおりに添付されている「①令和7年度千葉市霊園一般墓地使用申込書」及び「②墓地受付票、抽選結果通知書のはがき(2枚)」に必要事項を記入し、②はがきにはそれぞれ85円切手を貼付したうえで「③送付用封筒」に①、②の書類を入れて、110円切手を貼付し申込みをされる管理事務所へ郵送でお申込みください。(10月24日の消印有効)

〔郵送先〕

同封の封筒に申込みをされる管理事務所の住所と宛先をご記入ください。

千葉市桜木霊園管理事務所

千葉市平和公園管理事務所

〒264-0028 千葉市若葉区桜木1丁目38番1号

〒265-0066 千葉市若葉区多部田町1492番地 2

- (2) 申込みをされる管理事務所まで持参の場合
 - (1) 郵送の場合と同様に「①令和7年度千葉市霊園一般墓地使用申込書 | 及び「②墓 地受付票、抽選結果通知書のはがき(2枚)」に必要事項を記入し、②はがきにはそれ ぞれ85円切手を貼付したうえで申込みをされる霊園管理事務所まで持参し、お申込みく ださい。

(区役所や市民センターでの受付けは行いません。)

(3) 電子申請の場合

スマートフォンからのお申込みの場合、下記の二次元バーコードからお申込みくださ い。また、パソコンからお申込みの場合、千葉市ホームページのトップ ページ「くらし・手続 | →「電子行政サービス | →「電子申請・届出 | → 「〉〉 ちば電子申請サービス 〔千葉市〕」 内の検索メニューにて、検 索キーワードに「桜木霊園」及び「平和公園」と入力し検索してお申 込みください。



(10月1日(水)午前9時~10月24日(金)午後5時)

受付番号・抽選結果をメールで送りますので、申込みをした管理事務所からのメール を受信できるよう、メールソフトを設定してください。

※電子申請により行える手続きは、「令和7年度千葉市霊園一般墓地使用申込書」の提出の みです。

「当選」された場合、抽選結果通知書が送付された以降の手続きは、申込みをした管理事 務所で実施する資格審査を受ける必要があります。(このしおり9頁を参照)

8 申込みにあたっての注意事項

申込み後に、申込書の記載内容の変更はできませんので、誤りのないよう記載し、 十分に確認のうえでお申込みください。

【申込受付の期限】

申込みをされる管理事務所 (持参及び電子申請)

10月24日(金) 午後5時必着とします。

(郵送) 10月24日(金)の消印有効とします。

当選後、 親族の承諾が得られず辞退されることがないよう、事前に親族間で十分 に話し合いをしたうえで、お申込みください。

【申込みが無効となる場合】

次の(1) ~(4) のいずれかに該当する場合は、全ての申込みが無効となります。また、不正が 判明したときも無効とします。

- (1) 「千葉市霊園一般墓地使用申込書」以外の用紙による申込みをした場合
- (2) 同一人による複数の申込み又は同一死亡者での複数の申込みをした場合
- (3) 現に本市営(桜木霊園、平和公園)の一般墓地又は合葬式墓地・合葬式樹木葬墓地の使用 許可を受けている者が申込みをした場合
- (4) その他、これらに類する申込みであると認められる場合

9 公開抽選及び補欠者の取扱い

1 公開抽選の日時及び場所

(1) 抽選日時: 令和7年11月24日(月・祝) 午前9時30分から午前11時30分

所:千葉市役所2階 XL会議室201、202,203(中央区千葉港1番1号)



交通手段(アクセス)

・JR千葉みなと駅

徒歩約7分

·JR千葉駅

徒歩約12分 徒歩約12分

· 京成電鉄千葉駅 ・千葉モノレール市役所前駅 徒歩約1分

※会場へのご来場は、できるだけ公共交通機関のご利用をお願いします。

2 公開抽選

申込区分の使用区画ごとの抽選により、「当選」、「補欠」、「落選」を決定いたします。 抽選は、通知した受付番号(抽選番号)により行い、募集数を当選とし、次いで補欠順位 を決定します。

- (1) 抽選結果については、すべての方に、はがき又は電子メールでお知らせするとともに、 各管理事務所のホームページに掲載します。
- (2) 「当選」しても、資格審査により使用許可を受けることができない場合があります。
- (3) 「当選 | した方の中からキャンセル等が出た場合、「補欠 | の中でその順位上位の方か ら繰り上げて「当選」とします。
 - ※補欠の資格の有効期限は、令和8年2月末日です。なお、同日までに申込みをした 霊園管理事務所から「当選」の旨、連絡がなかった場合は「落選」となります。

3 抽選結果

抽選結果通知書により「当選」、「補欠」、「落選」をお知らせします。電子申請の方には、 電子メールでお知らせします。

※電話や電子メール等による抽選結果のお問い合わせには、お答えできません。

※抽選結果は、桜木霊園・平和公園のホームページにも掲載します。

10 当選された方へ

資格審査(使用許可申請書類の提出)

「**当選」された方は、**資格審査期間に下記の必要書類等を提出し、審査を受ける必要があります。 資格審査は、下記の期間及び方法で行います。

審査期間内に審査を受けない場合は、使用許可を受けることはできません。

1 期間及び方法

期 間:令和7年12月上旬(当選の通知を受けた日)~ 令和7年12月27日(土)

午前9時から午後3時

※ご都合のいい時間にお越しください。(午前中は混み合うことが予想されます。)

方 法:申込みをされた霊園管理事務所に「郵送」または「持参」 郵送の場合は12月27日(土)消印有効、持参の場合は12月27日(土)午後3時必着

2 提出する書類等について

- (1) 一般墓地使用許可申請書(当選者の方にお送りします。)
- (2) 誓約書 (このしおりの12頁をコピーし、記入の上提出してください。)
- (3) 申請者と死亡者との関係が分かり、**死亡記載のある**戸籍謄本(6か月以内に交付されたもの。)又は千葉市パートナーシップ宣誓をしていることが分かるもの(パートナーシップ宣誓証明書等)
- (4) 次のいずれかの書類
 - ・死体火葬許可証(原本とコピー各1部)
 - ・桜木霊堂の使用許可証(原本とコピー各1部)
 - ・改葬による場合(桜木霊堂を除く)は、埋蔵又は収蔵を証明する書類(原本とコピー各 1部)
 - *このしおりの14頁に見本があります。
 - ・死産、水子等で戸籍に記載されていない方を埋蔵する場合は、死胎証明書又は死産証明 書(原本とコピー各1部)
- (5) 承諾書 (このしおりの13頁の様式をコピーし、使用してください。)

申請者が死亡者の配偶者以外の場合、その配偶者と申請者の兄弟姉妹などの承諾が必要となります。申請者と承諾者との**関係の分かる**改製原戸籍、戸籍の全部事項証明等(6か月以内に交付されたもの。また、死亡の場合は、死亡記載のあるもの。)を添付してください。

【参考例】

申請者と死亡者との関係	承諾が必要な人
親子 (申請者:子 ⇒ 死亡者:親)	死亡者の配偶者 申請者の兄弟姉妹 (未成年者を除く。)
親子 (申請者:親 ⇒ 死亡者:子)	死亡者の配偶者 死亡者の子 (未成年者を除く。) 申請者の配偶者
兄弟姉妹	死亡者の配偶者 死亡者の子(未成年者を除く。) 死亡者と申請者の両親 死亡者と申請者の兄弟姉妹(未成年者を除く。)

祖父母と孫 (申請者:孫 ⇒ 死亡者:祖父母)	死亡者の配偶者 死亡者の子 申請者の兄弟姉妹
祖父母と孫 (申請者:祖父母 ⇒ 死亡者:孫)	死亡者の配偶者 死亡者の子(未成年者を除く。) 死亡者の両親 死亡者の兄弟姉妹(未成年者を除く。) 死亡者の祖父母(申請者を除く。)

※上記表中の「承諾が必要な人」は、一般的な例を記載していますので、ケースによっては承諾を受ける範囲が異なる場合があります。

(6) その他(申立書が必要な場合)

承諾書の承諾者欄に記載すべき方が所在不明となっている場合など特別な事情がある場合は申立書が必要となります。(申込みをされる管理事務所にご相談ください。)

- (7) 資格審査に提出するもの
 - ·抽選結果通知書
 - ・一般墓地使用許可申請の手続きを委任する旨を記載した委任状 (申請者以外の方が来所される場合に限る。本人確認書類として委任された方の運転免 許証やマイナンバーカード等、顔写真付きの書類を持参)

【注意事項】

この申請手続に必要な「申請者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び個人情報保護法に基づき、本市の関係機関に調査、照会させていただきます。

○カロートの交換

自費でカロートを交換する場合は、事前に申込みをされた管理事務所へご連絡ください。

○使用料の納入

資格審査の合格者に対し、使用料をお支払いいただくため、「納付書」を令和8年2月上旬 以降に郵送します。納付書に記載された金額を納付期限までに一括納付にてお支払いください。 (一度納めた使用料については、返還できません。)

※使用料は6ページ参照

○使用許可証の交付

使用料の納付が確認できた方から順次、使用許可証を送付します。

○使用開始日

令和8年3月下旬以降

11 その他

残区画が生じた場合について

募集した墓地(158区画)に余りが生じた場合は、区画数に応じて使用の申込みを受付ける場合があります。

申込書の書き方(例)

※申込書の内容はコピー又は書き写して控えを必ずとるようにしてください。

令和7年度 千葉市霊園一般墓地使用申込書

令和 7 年 10 月 4 日

1. 申込者情報 申込者の氏名等を記入してください。

	フリガナ	チーパーターロウ
	氏 名	千葉 太郎
	生年月日	明治·大正 昭和·平成 30 年 1 月 23 日
		= 264 - 0028
申込者	主込者 住 所 連絡先 -	千葉市 若葉 区 桜木1-38
		サクラギハイツ 101 号
		(電話番号) 043-231-0110
		(メールアドレス) sakuragireien.HEA@city.chiba.lg.jp
	市営霊園の許可 (一般墓地) 合葬式墓地)	許可を得ている 許可を得ていない

2. 申込区分 ご希望の申込区分の申込欄に○を記入してください(1か所)。

霊園種別	申込区分	区画面積	募集区画数	申込欄
	ア	2.0m²~2.9m²	50区画	
桜木霊園返還墓地	イ	3.0m²~3.9m²	25区画	
依 个 並 图 迟 艰 圣 地	ウ	4.0m²~4.9m²	30区画	0
	エ	5.0m²~5.9m²	5区画	
平和公園新規普通墓地	オ	3.0 m²	48区画	

埋蔵するご焼骨の氏名等を記入してください。

フリガナ	チ バ ハナ コ	申込者との続柄
氏 名	千 葉 花 子	母

現在の焼骨の保管場所を記入してください。(該当する番号に〇をつけてください。)

焼骨保管場所	1 自宅	2 桜木霊堂	3 寺院納骨堂	4 その他
--------	------	--------	---------	-------

※ 次の欄には記入しないでください。

受付印欄		受付番号 (抽選番号)	
抽選結果	当選 ・ 補欠 ・ 落選	補欠順位	位
備考			

※「申込者の住民登録関係情報」については、住民基本台帳法及び個人情報保護法の規定に基づき、 本市の関係機関に調査、照会しますので、ご了承いただきますようお願いします。

> この他、「はがき (2枚)」及び「送付用封筒」には、申込者の ①お名前、②住所を記入してください。

※85円切手×2枚、110円切手の貼付忘れにご注意ください。

様式第9号

誓約 書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市霊園指定管理者

住	所	千葉市	······································
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
氏	名		(※)
(%)	本人が手	書きしない場合は、記名押印してください。	
電	話		

この度、私は墓地の使用にあたって、下記の事項を遵守することを誓います。

記

- 1 許可を受けた日から1年以内に墓石を建立して遺骨を埋蔵し、使用を開始いたします。
- 2 墓碑の設置は、一墓所一墓石とし、家名を表示する場合は、死亡者又は使用者の家名 とします。なお、墓地の区画番号は必ず見える位置に表示します。
- 3 住所変更又は承継時の手続きは、変更した日から速やかに墓地管理者へ届けます。
- 4 千葉市霊園設置管理条例及び千葉市霊園管理規則を遵守するとともに、墓地管理者の指示に従います。
- 5 上記誓約内容に違反した場合は、許可の取り消し等、いかなる処分を受けても異議は申し立てません。

承 諾 書

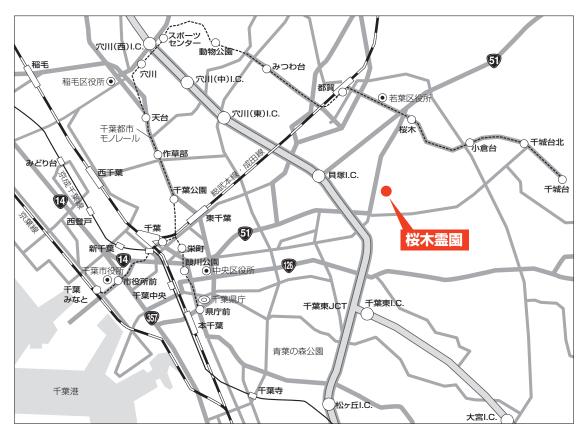
令和 年 月 日

申請者	住	所	
	氏	名	
	死亡	上者	との続柄
上記の者が、			の死亡に伴い、その祭祀を主宰する者として
墓地の使	用許	可申	目請をすることを承諾します。
承諾者	住	所	
, the E	,	// 1	
	氏	名	(※) (※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
	申請	青者。	との続柄
承諾者	住	所	
	氏	名	(※) (※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
	申請	青者。	との続柄
承諾者	住	所	
	氏	名	(※) (※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
	由計	吉岩。	との続柄
	I H	1 III .	— × 456.04

埋蔵・収蔵証明書

1	申請者					
	(1) 住 所					
	(2) 氏 名					
	(3) 死亡者との続柄		······································			
2	死亡者					
	(1) 本籍					
	(2) 住 所					
	(3) 氏名・性別			男・	女	
	(4) 死亡年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	
	(5) 埋蔵(収蔵)年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	
上言	己のとおり、ご遺骨の埋蔵(中	双蔵)の事実を証明しまっ	; .			
令禾	年 月 日					
	寺院名				•••••	
	所在地				·····	
	代表者			É]	

桜木霊園案内図



所在地/千葉市若葉区桜木1丁目38番1号

交通機関/JR千葉駅バスターミナル9番乗り場から 京成バス 市営霊園経由 御成台車庫行き 乗車時間約20分 市営霊園下車徒歩1分

●お問い合わせ先

桜木霊園管理事務所(月曜日~日曜日 8時30分~17時00分)

〒264-0028 千葉市若葉区桜木1丁目38番1号

電話: 043-231-0110 FAX: 043-231-0124

EX-N: info-sakuragireien@seibu-la.co.jp

※申込期間中は、問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合があります。 ご了承ください。

平和公園案内図



《公共交通機関をご利用の場合》

①京成バス千葉イーストでのアクセス

JR千葉駅東口バスターミナル10番バス乗り場より乗車してください。

JR千葉駅より約10キロメートル、バスの所要時間は約30分です。

●ローズタウン・平和公園経由 中野操車場行

「中野操車場行」乗車(平日:下り「中野操車場行」、上り「千葉駅行」、「平和公園」下車、徒歩3分。

中野操車場行/成東行

「中野操車場行」または「成東行」乗車、「北谷津」下車、徒歩15分。

②「コミュニティバス」でのアクセス

千葉都市モノレール千城台駅バス乗り場より乗車してください。モノレール千城台駅より約4キロメートル、バスの所要時間は約25分です。

●平和公園いずみ台ローズタウン入口行

「平和公園いずみ台ローズタウン入口」下車、徒歩12分。

※平日及び土日祝日の3便が「平和公園正門前」に乗り入れています。乗り入れ以外のバスに乗車の場合は、「平和公園 いずみ台ローズタウン入口」で下車してください。

《車をご利用の場合》

- ●東京方面より京葉道路、貝塚インターから降りて直進約2km「加曽利」の交差点で左折し東金街道(国道126号線)を 直進約4.5km。「平和公園入口」の看板のある信号を右折して約800m。
- ●東金方面より千葉東金有料道路、大宮インターから降りて左折して約3km「坂月町」の交差点で右折し東金街道(国道 126号線)直進約2km。「平和公園入口」の看板のある信号を右折して約800m。

●お問い合わせ先

平和公園管理事務所 月曜日~日曜日 8時30分~17時00分(年末年始を除く)

〒265-0066 千葉市若葉区多部田町1492番地2

電話: 043-228-2057 FAX: 043-228-4266

EX-II: info-chibaheiwapark@seibu-la.co.jp

※申込期間中は、問い合わせが多くなり、電話がつながりにくい場合があります。 ご了承ください。

MEMO

千葉市桜木霊園管理事務所

₹264-0028

千葉市若葉区桜木1丁目38番1号 TEL 043-231-0110 FAX 043-231-0124

千葉市平和公園管理事務所

₹265-0066

千葉市若葉区多部田町1492番地2 TEL 043-228-2057 FAX 043-228-4266